

特 記 仕 様 書

業 務 委 託 名 上下水道施設耐震化計画策定業務

業務委託場所 大津市給水区域

第1章 総 則-

1. 適用

本業務委託は、本仕様書に従い行わなければならない。本仕様書に定めのない事項については、法令等に準拠するものとする。

2. 業務目的

滋賀県大津市水道事業及び公共下水道事業において、上下水道の一体的な整備により地震時において病院等の重要施設の機能確保を図るとともに、水道管路の効率的な更新及び耐震化を図ることを目的に、上下水道施設耐震化計画（水道管路編）を策定する。

なお、本市下水道事業では、「大津市下水道総合地震対策計画」を策定済みであり、当該計画と整合する形で本市の水道管路更新計画（管路再構築計画【基幹管路編】【配水支管編】）の見直しを行うことで、上下水道の一体的な事業計画とする。

3. 大津市企業局の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について（「不当介入に関する通報制度」の徹底）

- 1) 受託者は、暴力団員等（暴力団の構成員および暴力団関係者、その他市発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。）による不当介入（不当な要求または業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。
- 2) 受託者は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書（別記様式第1号）により所轄警察署に届け出るとともに、監督職員に報告するものとする。
また、受託者は、以上のことについて、下請負人（再委託の協力者を含む）に対して、十分に指導を行うものとする。
- 3) 受託者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

4. 個人情報の保護

乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

5. 管理技術者

- 1) 受託者は、当業務における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。
- 2) 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
- 3) 管理技術者には技術士（上水道及び工業用水道部門）を配置すること。
- 4) 管理技術者は、次項5）に規定する照査結果の確認を行わなければならない。

6. 照査技術者及び照査の実施

- 1) 受託者は、当業務等における照査技術者を定め発注者に通知するものとする。
- 2) 照査技術者には技術士（上水道及び工業用水道部門）、RCCM（上水道及び工業用水道部門）又

は、これと同等の能力を有する技術者（建設コンサルタント登録規定に基づく技術管理者に限る）等の資格保有者を配置すること。

- 3) 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
- 4) 照査技術者は、設計図書に定める又は監督職員の指示する業務の節目毎にその結果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。
- 5) 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書として取りまとめ、照査技術者の署名押印のうえ管理技術者が監督職員に差し出すものとする。

7. 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

8. 法令等の遵守

受託者は、当業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

9. 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

10. 秘密の保持

受託者は、当業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

11. 委託期間の設定

本委託にて設定する委託期間には、関係機関等との協議日数を含むものとする。

12. 打合せ等

- 1) 当業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受託者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。
- 2) 当業務等着手時、及び特記仕様書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について受託者が書面（打合せ記録簿）に記録し相互に確認しなければならない。
- 3) 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。

13. 関係機関等との協議

関係機関と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅延なく報告しなければならない。

14. 業務計画書

- 1) 受託者は、業務目的・主旨を理解したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、下記に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

①業務概要	②業務内容
③業務工程	④業務組織計画
⑤打合せ計画	⑥成果品の内容、部数
⑦使用する主な図書及び基準	⑧連絡体制
⑨その他	
- 2) 受託者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督職員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- 3) 監督職員が指示した事項については、受託者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しな

ければならない。

1 5. 従業員の健康状態の確認

- 1) 受託者は、業務に従事するものに対して、常に検温等健康状態の確認を実施し、発熱、せき及び全身倦怠感等のインフルエンザ様の症状があるものを従事させてはならない。
- 2) 高病原性新型インフルエンザ等（新感染症を含む）流行時には、監督職員は受託者に対して大津市庁舎への立ち入りを禁止する等必要な措置を指示することができる。

第2章 業務

1. 業務概要

本業務内容は、上下水道の一体的な整備を目的とし、「大津市下水道総合地震対策計画」と整合する形で水道管路の効率的な更新及び耐震化計画を策定する。

なお対象管路延長および施設は、下記のとおり

○基幹管路（口径 350 mm以上）・・・・・・約 100 k m（内非耐震管約 62 k m）

○配水支管（口径 200 mm以上）・・・・・・約 240 k m（内非耐震管約 155 k m）

※重要施設までの管路は口径 200 mm未満も対象とする。

重要施設（病院および広域避難所等）・・・・・・20 カ所程度を想定

2. 設計協議

設計協議は、業務着手時、中間打合せ 3 回、成果品納入時の計 5 回を行うものとする。ただし、中間打合せは、監督職員と協議の上、打合せ回数を変更できるものとする。なお、業務着手時の業務計画書作成時及び業務完了時には原則として管理技術者が立会うものとする。

3. 資料収集・整理

資料及びデータ等を収集し、本業務の基礎資料として整理する。

- 1) 既設管路に関する資料（マッピングデータ）等の収集・整理
- 2) 本市が策定している管路再構築計画【基幹管路編】【配水支管編】の整理・把握
- 3) 大津市下水道総合地震対策計画の整理・把握
- 4) その他、本市水道関連計画（湖都大津・新水道ビジョン）等の整理・把握

4. 対象管路の評価・整理

基礎資料をもとに、対象管路の評価および布設箇所を確認し、整理を行う。

- 1) 対象管路の選定
- 2) 対象管路の評価・整理

管区分（導水管、送水管、配水本管、配水支管）、管種、管口径、接合方法、経過年数など評価を行う。なお、評価基準の項目については市監督員と協議の上、決定するものとする。

- 3) 重要施設までの水道管路ルートの確認

大津市下水道総合地震対策計画で選定している重要施設を考慮し、重要施設を決定する。

5. 耐震化・更新計画案の作成

優先度評価基準を定め、耐震化・更新計画案を作成する。

- 1) 優先度評価基準を定め、路線単位で管路を評価

既存の管路再構築計画を参考にして優先度評価基準を定め、路線単位ごとに評価を行う。

- 2) 優先度評価基準をもとに、耐震化・更新計画案の作成

基幹管路編と配水支管編に分けて作成する。基幹管路の口径および布設ルートについては、変更がある場合は、市監督員が指示を行う。

6. 重要施設までの概略平面図の作成

重要施設ごとに路線単位の概略平面図を作成する。

1) 概略平面図を作成

重要施設までの管路を概略平面図として作成する。作成方法については、市監督員と協議の上で決定し、別図程度を想定している。

7. 耐震化・更新年次計画の策定

事業期間を令和8年度から令和26年度までとし、基幹管路と配水支管ごとに事業費および事業年度を整理し、耐震化・更新計画案を策定する。

8. 耐震化・更新計画書の取りまとめ

上下水道の一体的な整備を考慮した耐震化・更新計画書を作成する。その構成は次の1～7項目とするが、詳細については市監督員と協議の上で決定するものとする。

1) 事業概要

2) 上下水道一体的な重要施設の選定

3) 上下水道耐震化整備計画図表

4) 上水道耐震化・更新計画案

5) 基幹管路更新年次計画

6) 配水支管更新年次計画

7) 総評

9. 照査

作成した資料類については、照査技術者によりその内容の実現性、妥当性を十分に確認検証すること。

第3章 成果品の提出

1) ワードプロソフトは、「Microsoft Word」Word2016以上とする。

2) 計算ソフトは、「Microsoft Excel」Excel2016以上とする。

3) その他の電子媒体ファイル形式については、監督職員と協議し決定するものとする。

4) 本設計成果品一覧表に該当しない設計項目、成果品項目、またはそれ以外の項目があった場合は、監督職員と協議のうえ、決定するものとする。

不当介入 不当要求
業務妨害 事案通報書

滋賀県 警察署長 様
大津市公営企業管理者 様

(報告者)

		※ 取扱警察	滋賀県 警察署 課 課
受託者	所在地	(本社)	電話() - FAX() -
		(現場事務所)	電話() - FAX() -
	名称		
	代表者	(現場事務所の代表者)	
	通報者等	(通報者の職・氏名) 電話() -	
		(対応者)	
		所属会社名	電話() -
氏名			
	役職		
不当介入の 行為者	住所	電話() - FAX() -	
	所属		
	役職		
	氏名		
発生日時・ 場所	令和 年 月 日 時 分頃		
	〔元請・下請〕(下請の場合は、現場事務所の所在地)		電話() - FAX() -
工 事 件 名			
不当介入の 内容・被害 の状況			
警察への 通報の状況	(警察への通報) 有・無		
	(通報先警察署)	滋賀県 警察署	課
	(通 報 日 時) 令和 年 月 日 時 分頃		

注1 第一報は、この様式に必要な事項を記入したうえ、所轄警察署刑事課(刑事第二課)あて電話で行った後、その旨を「警察への通報の状況」の欄に記入して発注者及び所轄警察署あて送付(電子メール・FAX可)すること。

2 不当介入の行為者の名刺、提示物等の参考資料がある場合は、その写しを添付すること。

3 下請負先(再委託先)において発生した場合であっても、必ず受託者(元請負人)が聞き取り調査をして記入し、通報すること。

4 ※の欄は、警察署において記入すること。

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（責任体制の整備及び報告）

第2 乙は、この契約による事務における個人情報の取扱いの責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制を定め、甲に書面で報告しなければならない。

（秘密の保持）

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（取得の制限）

第4 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を取得しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により取得しなければならない。

（適正管理）

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（廃棄）

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第7 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示がある場合は、この限りでない。

（複写又は複製の禁止）

第8 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

（再委託の禁止）

第9 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務を、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。次項において同じ。）に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により、第三者に委託する場合にあっては、乙は、受託者に対し、当該委託で取り扱う個人情報の安全管理が図れるよう、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（資料等の返還）

第10 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（従事者への周知等）

第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、

個人情報の保護に関し必要な事項を周知し、及び遵守させなければならない。

(調査)

第12 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、定期的に、及び必要に応じ随時に調査することができる。

(指示及び報告)

第13 甲は、乙がこの契約による事務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して、必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第14 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約の解除)

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(損害賠償)

第16 乙は、この個人情報取扱特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者が損害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。

重要施設：琵琶湖大橋病院

概略平面図 作成例

